## 大阪市告示第1200号

次の施設について、大阪市立体育館条例(昭和31年大阪市条例第45号)第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和7年8月29日

大阪市長 横 山 英 幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立	令和7年9月16日(火)	午前9時15分から
		午後2時まで
多目的室		午後 6 時45分から
		午後 8 時45分まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)